

## (声明) 国立大学法人法改正法案の廃案を求めます

政府は 10 月 31 日に閣議決定した「国立大学法人法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、わずか 5 時間の野党側質疑のみで 11 月 20 日に衆議院を通過させました。

この改正案は一定規模以上の大学を「特定国立大学法人」とし、運営方針会議の設置を義務づけ、その委員の選定を文科省の承認事項とし、学内の運営方針事項（中期目標・中期計画および予算・決算に関する事項等）の決定をおこなう権限を与えるというもので、事実上の最高意思決定機関となります。

この運営方針会議は、文部科学大臣の承認を必要とする 3 人以上の委員と学長で構成され、委員の半数以上を大学外の者とすることが「適当」とされており、重要な運営方針事項が学内の審議を経ることなく独断で決定されかねません。しかも特定国立大学法人とされなかった大学にも、文科大臣承認で「準特定国立大学法人」に指定して運営方針会議設置大学を大きく広げることを可能としており、結局のところ全ての国立大学法人に影響をおよぼす重大な改悪案と言えます。

学問の自由、大学自治のもと、多様な学術分野を維持してきた国立大学が、運営方針会議によって学部の廃止・統合などを迫られることになれば、国立大学の存立基盤は崩壊し、国家の土台を揺るがしかねない大問題です。仮にそのような事態に陥ったとしても、学内の構成員が運営方針会議委員の責任を問い解任できるような仕組みは用意されていません。

この改正案を政府は「日本の研究力低下打開策」と謳いあげていますが、これまでの運営費交付金削減と競争的資金拡大という基本戦略にこそ問題があります。競争的資金獲得のために文科省に忖度せざるをえない仕組みになっているもとの、学問の格差と分断の拡大および日本の研究力低下にいつそう拍車をかける危険性があるといわざるをえません。加えて、軍事研究を大学へ強要する手段になってしまうとの懸念の声もあがっています。

大学の自治を崩壊させ学問の自由を侵害し、学問・研究の将来に大きな影響をもたらす重要法案を、大学人への説明もなく、国民的議論が起きないうちに数を頼みに一気に国会を通過させるなどあってはならないことです。

わたしたち山口大学教職員組合は、今回の改正案を断じて容認することはできません。学問の自由と大学の自治さらには平和と民主主義を守るためにも今回の改正案の廃案を強く求めます。

2023 年 12 月 4 日

山口大学教職員組合